

④ 置賜総合支庁本庁舎

ア 備蓄品の管理状況【指摘】

備蓄品は置賜総合支庁の倉庫のほか、庁舎より車で1、2分離れた置賜保健所内の1階と2階に保管している。

庁舎内の倉庫については施錠されている一方で、置賜保健所については、現在、正面玄関は閉鎖され、利用は制限されている状況ではあるが、県庁職員以外が利用するケースも少なからず存在する。

そのような状況のなか、ブルーシートで覆われてはいるものの、県庁職員以外の一般の方も利用される1階ロビー付近に、主に食糧品やおむつや毛布等生活用品が保管されており、紛失や破損、異物混入等の可能性も否定できない状況にある。

そのため、少なくとも県庁職員以外も立ち入ることのできる共用部等での備蓄品の保管は避け、施錠できる室内等しかるべき場所へ移管されたい。



置賜保健所1階ロビーに置かれた備蓄品（8月22日監査人撮影）

イ 賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

防災危機管理課が置賜総合支庁で備蓄している食糧備蓄について、往査時点（令和6年8月22日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）650食分及び消費期限となっている使い捨て哺乳瓶120本が発見された。

賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。



消費期限（2023.3月）切れの使い捨て哺乳瓶（8月22日監査人撮影）

ウ 長期保有している資機材備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

防災危機管理課が置賜総合支庁で備蓄している資機材関係の備蓄について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見された。食糧備蓄品についてはローリングストック法にて更新されているところ、資機材については、更新・交換が行われていない状況であり、災害時に予定された機能・役割が発揮できるか疑問である。

については、資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。

また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものも多く梱包の中身が使用可能であるかについて確認がなされていない状況である。

災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。

なお、大阪府においては、災害救助用毛布は使用期限の10年で洗浄や袋の詰め替えを行うなどしてさらに10年使用し、計20年使う運用のようである。このような取組みを参考にしつつ計画されたい。



保証期限（平成27年10月1日）切れの毛布（8月22日監査人撮影）



平成7年度に購入した防災シート（8月22日監査人撮影）



平成7年度に購入した簡易トイレ（8月22日監査人撮影）

エ 防災資機材等一覧表の更新漏れ【指摘】

県庁にて契約関係書類の監査を実施したところ、以下の通り令和6年3月15日付で置賜総合支庁2階講堂前支部機材保管庫及び置賜総合支庁西置賜地域振興局1階12番倉庫に納品された備蓄品が存在することが判明した。

【防災資機材等一覧表に記載のない備蓄品】

納品書日付	物件名	納品場所	金額	品名	数量
令和6年 3月15日	備蓄物資	置賜総合支庁西置賜地域振興局 1階12番倉庫	177,444円	安心米ド ライカレー	1箱
				保存用飲料水	4箱
令和6年 3月15日	備蓄物資	置賜総合支庁2階講堂前支部機材保管庫	46,386円	安心米わかめご飯	1箱
				安心米ド ライカレー	1箱
				安心米野菜ピラフ	1箱
				保存用飲料水	13箱

納品書より抜粋

上記のうち、保存用飲料水を除く備蓄品は、現地往査時に受領した令和6年3月31日時点での「置賜総合支庁防災資機材等一覧表」に含まれておらず、一覧表の更新が正しくされていないことから資産の保全の観点から速やかに是正されたい。

なお、是正に際しては、他の総合支庁においても同様の状況にないか確認の上、対応されたい。

⑤ 置賜総合支庁西置賜地域振興局

ア 賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

防災危機管理課が置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している食糧備蓄について、往査時点（令和6年8月30日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）250食分が発見された。

賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。



消費期限（2024.6月）切れとなっているアルファ米（令和6年8月30日監査人撮影）

イ 長期保有している資機材備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

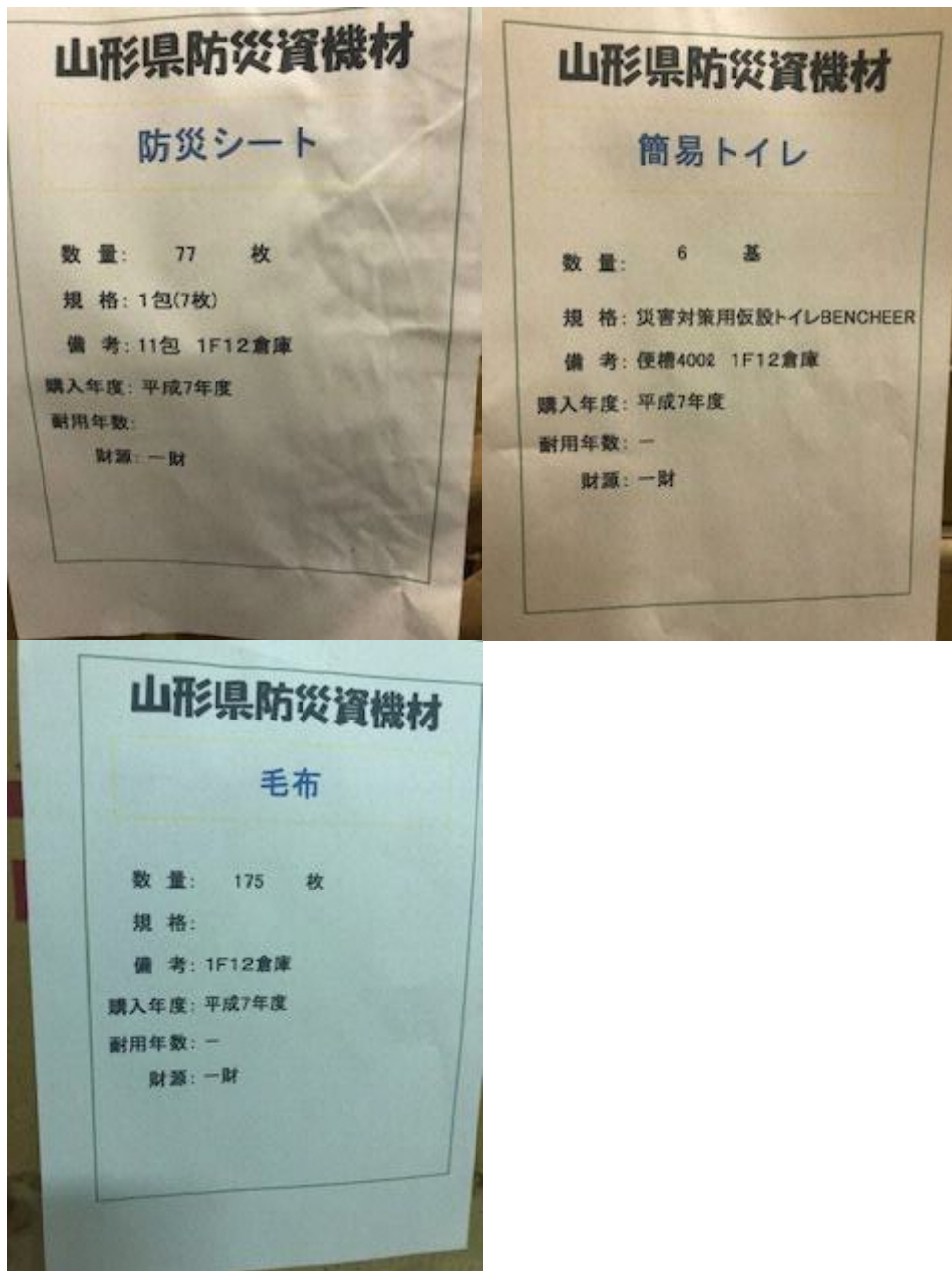
防災危機管理課が置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している資機材関係の備蓄について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見された。食糧備蓄品についてはローリングストック法にて更新されているところ、資機材については、更新・交換が行われていない状況であり、災害時に予定された機能・役割が発揮できるか疑問である。

については、資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。

また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものも多く、訓練等でも使用されていないものと見受けられる。

災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。

なお、大阪府においては、災害救助用毛布は使用期限の10年で洗浄や袋の詰め替えを行うなどしてさらに10年使用し、計20年使う運用のようである。このような取組みを参考にしつつ計画されたい。



購入より長期間経過した毛布、防災シート、簡易トイレ（令和6年8月30日監査人撮影）

ウ 防災資機材の効果的管理について【意見】

置賜総合支庁西置賜の備蓄倉庫には基本的には「防災資機材等」一覧表にて管理された防災備蓄品が保管されている（防災備蓄とは関係のない資機材も一部あるがごく少数である）。監査人が防災備蓄の現物実査を実施した際には、簿備蓄倉庫内に「防災資機材等」一覧表に記載のない新品の反射板灯油ストーブ3台が存在していた。恐らく災害時に備えて防災備蓄と同様に放出できるように備蓄倉庫に保管しているものと思われるが、「防災資機材等」一覧表に記載がないため、冬季停電時などに備蓄品に優先して放出する必要がある際にその存在が忘れられ対応が遅れてしまう可能性がある。

従って災害時に有効活用できそうな資機材については、「防災資機材等」一覧表にて一元管理するなど、いざ使用する際に遅滞なく対応できるよう努められたい。



「防災資機材等」一覧表に記載のない新品の反射板灯油ストーブ3台（令和6月8月30日）

エ 下請報告書に添付された下請業者の誓約書の記載漏れ【指摘】

県の工事で下請（2次下請以下を含む）となった場合、建設工事競争入札参加者資格者名簿に登載されていたとしても、改めて提出が求められるところ、以下の工事に関し、下請業者12社のうちの一部（5社）が提出した誓約書について「 私」か「 当社」か選択する箇所に記載漏れが発見された。

本誓約書は、反社会的勢力等の公共事業への参入を防ぐ上で重要な書類であるため、元請業者より当該書類を受領した際は、提出有無のほか記載内容に不備等がないかを確認し、不備がある場合には差し戻す等、より一層適切な運用を図られたい。

【該当工事】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許） 道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁 修繕・補正）主要地 方道米沢飯豊線中津 川橋橋梁補修工事	橋梁補修工	2023/3/30	340,549千円

【記載漏れのあった誓約書の様式】

[下請負人用]

工 事 名

県から建設工事を
請け負った元請負業者

誓 約 書

□ 私 □ 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料の購入契約その他の契約）を締結することはありません。
- 3 契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 4 建設工事に係る下請負人を使用する場合は、当該下請負人から誓約書を徴し、元請負人を通じて県に提出します。
- 5 下記の該当の有無を確認するために、県から役員名簿等の提出を求められたときは、元請負人を通じて速やかに提出します。また、当該役員名簿等が警察に提供されることについて同意します。
- 6 暴力団の不当な要求には応じません。また、不当な要求を受けたときは、たたちに警察署へ通報（110番通報等）するとともに、県及び元請負人双方に報告します。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山 形 県 知 事 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

オ 入札辞退理由の把握による実効性ある競争入札の実施【意見】

施設往査時、「令和5年度工事発注等状況調書」をもとに契約関係書類を閲覧したところ、入札参加者の多くが入札辞退となり、結果として、高い落札率による1者のみの応札となっている契約が散見された。

下表は、当課における令和5年度の工事発注状況、入札参加者数、入札辞退者数（一部未入札者数を含む。）、落札率等の実績を表したものである。

工事名	入札者数 (A)	辞退者数 (B)	(A)－(B)	落札率
令和4年度広野下川原地区営 かんがい排水事業第2工区工 事	6	5	1	99.26%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第1工区工事	11	10 (うち未入 札1)	1	99.11%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第2工区工事	3	1	2	98.02%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第3工区工事	6	5	1	97.46%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第4工区工事	6	3	3	97.78%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第5工区工事	6	5	1	97.83%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第6工区工事	6	5	1	99.56%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第7工区工事	6	5	1	99.02%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第1工区工事	10	8 (うち未入 札1)	2	98.94%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第2工区工事	9	7 (うち未入 札1)	2	95.43%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第3工区工事	7	6	1	98.93%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第4工区工事	7	6	1	98.71%

令和4年度草岡4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第5工区工事	2	1	1	98.68%
令和4年度草岡4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第6工区工事	4	3	1	98.74%
令和4年度手ノ子地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業（中山間型）第2工区工事	2	1	1	97.09%
令和4年度上郷地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業（中山間型）第1工区工事	3	2	1	99.15%
令和4年度川戸・金剛地区農村地域防災減災事業（ため池整備）第1工区工事	5	4	1	98.38%
令和4年度飯豊地区農村地域防災減災事業（ため池整備）平田沢ため池第1工区工事	3	2	1	98.84%
令和4年度飯豊地区農村地域防災減災事業（ため池整備）坊山ため池第2工区工事	2	1	1	97.55%
令和4年度御影地区農村地域防災減災事業（ため池整備）第1工区工事	6	4	2	99.20%
令和5年度鏡沼地区農業用施設災害復旧事業第1工区工事	4	2	2	99.79%
令和5年度広野下川原地区県営かんがい排水事業第1工区工事	4	3	1	99.60%
令和4年度飯豊地区農村地域防災減災事業（ため池整備）平田沢ため池第3工区工事	1	0	1	99.88%
令和4年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第8工区工事	3	2	1	99.14%
令和4年度諏訪堰2期地区農村地域防災減災事業（河川応急対策）第1工区工事	3	2	1	99.97%
令和5年度白川（1）地区外農業用施設災害復旧事業第1工区工事	1	0	1	98.01%

令和4年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第9工区工事	4	2	2	98.73%
令和4年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第10工区工事	5	2	3	97.02%
令和5年度中津川地区農村地域防災減災事業（用排水施設整備）第1工区工事	3	2	1	98.11%
令和5年度井の下地区基幹水利施設ストックマネジメント事業第1工区工事	4	3 （うち未入札1）	1	99.93%
令和5年度草岡4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第1工区工事	3	2	1	98.49%
令和5年度鏡沼（2）地区農業用施設災害復旧事業第1工区工事	2	1	1	98.83%

このように、全32件のうち22件の工事について入札辞退等を原因とした1者応札による高い落札率での契約となっている。競争入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定数の入札者数が確保されていることが前提となる。このことからすれば、当課における入札の実情は競争原理が働いているといえるのか疑問である。

入札辞退については、発注者側があらかじめ予測することは困難であるという事は理解できるが、入札による実効性が確保できていない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探っていくことが第一である。

この点、当課においては入札辞退者に対する辞退理由のヒアリングといった手続きは特段実施されていない。また、入札辞退者から受領する入札を辞退する旨の書面は任意の様式となっており、辞退理由の詳細な把握まではできていないのが現状である。

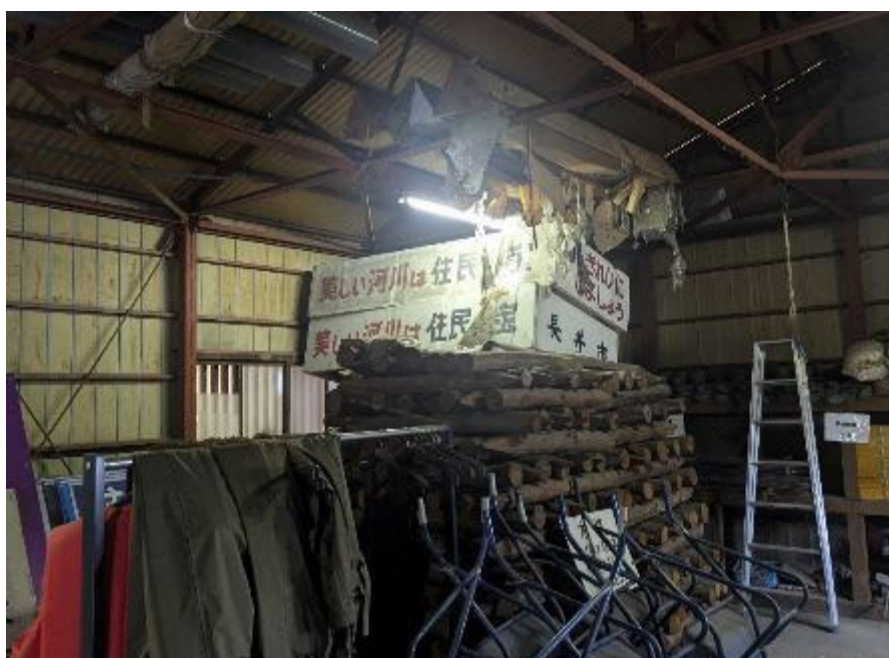
入札辞退者に対してその具体的な理由（例えば、金額、人員不足、仕様書要件など）をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、辞退により入札者数が低調であった場合には、その原因を調査することで入札者数の確保を図り、より実効性のある競争入札の実施へと繋げていくことが望ましい。

カ 水防施設内の管理不備【意見】

西置賜の水防施設内を調査した結果、広報用看板が木杭の上に放置されている状況が確認された。放置された看板は、木杭を利用する際の作業の妨げになるだけでなく、地震などで落下・破損する恐れもある。

このような状況は、水防活動の効率性を低下させるだけでなく、施設を利用する職員の安全を脅かす可能性もある。

水防施設の管理においては、資機材等の適切な保管場所を確保し、不要なものは処分するなど、整理整頓を徹底されたい。また、施設の維持管理に関する規程を見直し、同様の事態が発生しないよう職員への周知を徹底されたい。



水防活動に利用される木杭の上に放置された看板（9月6日監査人撮影）

キ 消火器の管理不備【意見】

水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るための水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、消火器を適切に設置・管理することが求められる。

水防施設を調査した結果、1978年に製造された使用期限が切れている消火器が設置されている事例が確認された。消火器は、経年劣化により消火能力が低下や破裂事故を引き起こす可能性もある。

また、2011年以前に製造された消火器については、2021年12月31日に設置の特例期間が終了し、継続設置が認められていない。

上記を踏まえ、当該消火器について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。



使用期限が切れた消火器（9月6日監査人撮影）

⑥ 村山総合支庁本庁舎

ア 効率的な工事発注の推進【意見】

施設往査時、「令和5年度工事発注等状況調書」をもとに契約関係書類を閲覧したところ、令和4年度上山2地区基幹水利施設ストックマネジメント事業第1工区工事については、撤去する揚水機場の内壁に塗られたモルタルにアスベストが検出されたことから、その撤去工法の変更を主因として、当初発注時の約1.5倍の請負金額となる変更契約の締結がなされていた。

この点、本県の「土地改良事業設計積算要領（執務資料）」においては、重要な設計変更の取り扱いとして、いわゆる3割協議ルールが定められており、「変更見込増額が請負代金額の30%を超えるとき」は、工事変更施工協議書により、変更の指示前及び設計変更前に農林水産部関係課長と協議することとされており、当該協議を経た結果、変更契約として処理されているものである。

しかし、変更契約はあくまで例外的な処理であり、原則的には別途契約を必要とする。この例外的な処理によって、本件変更工事部分については事実上、見積合わせのない随意契約が行われているものと同視でき、効率的な調達という観点からは懸念がある。

「農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応マニュアルについて」（農振第270号 平成18年6月30日）（以下、アスベストマニュアルという。）には、農村整備事業等で建設され、現在も使用されている揚・排水機場の施設において石綿が建築材料として多く使われている旨の記載があり、当初請負契約締結の段階で石綿含有を想定した十分な事前調査を行ったうえで参考価格を決定すべきであったものと考えられる。

この点、県担当者によればアスベストマニュアルにおいて示されている石綿含有の建築材料としては、石綿にセメント等の結合材と水を加えて、攪拌混合し、吹き付け機を用いて吹き付けた、吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウール等の「飛散性石綿含有製品」と、セメントやケイ酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維として混合し一体的に成形された、石綿セメント板、スレート、石綿セメント管等の「非飛散性石綿含有製品」であり、本件工事のように、石綿を左官材料として使用している可能性についてはアスベストマニュアルに記載はなく、石綿使用を想定していなかったことから、十分な事前調査等は実施しなかったとのことである。

確かに、アスベストマニュアルには石綿を左官材料として使用している可能性についての記載はないが、厚生労働省労働基準局長通知「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」（基発第0702003号 平成16年7月2日）によれば、蛇紋岩系の左官用モルタル混和材には、「無石綿」、「ノンアスベスト」と表示された商品であっても、相当量の石綿が含まれている可能性がある旨の記載があり、関係団体、事業場等に対し周知、指導を行うなど、対応に万全を期すよう求めている。

また、本工事においては同一業者により2箇所の揚水機場の補修工事を行っているが、積算に当たって外部業者から入手した参考見積書のうち、今回アスベストが検出された揚水機場とは別の揚水機場に係る見積りにおいては「アスベスト含有の場合は再見積り」との注意書きがあり、アスベストマニュアルに記載がない材料についてのアスベスト含有の可能性について県としても少なからず疑念を抱いていたことが推測される。

以上より、県営事業対象施設の解体撤去、改修・補修工事等に際しては、当初請負契約締結の段階より、建築時期や建築材料などからアスベスト含有の可

能性について十分な懐疑心をもって検討し、効率的な発注が行われるよう努められたい。

イ 契約日より後日付となっている下請業者2社からの誓約書【意見】

以下工事に係る2次下請業者（以下、「A社」）から提出された誓約書について、A社が1次下請業者と契約を締結したことに伴い提出された再下請負通知書（変更届）によれば、当該契約書日は令和5年11月20日となっているが、当該A社から提出された誓約書の日付は令和5年11月24日となり、契約締結日より後日付となる。

また同様に、以下工事に係る1次下請業者（以下、「B社」）から提出された誓約書について、B社が元請業者と契約を締結したことに伴い提出された施工体制台帳によれば、当該契約書日は令和5年12月11日となっているが、当該B社から提出された誓約書の日付は令和6年1月10日となり、契約締結日より後日付となる。

この点、結果的にA及びB社からは契約日後に、それぞれ誓約書を受領しているとともに、契約書の約款には反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていることから、A社及びB社は反社会的勢力と関係をもった事実はない。

しかしながら、平成19年6月19日付で政府より公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によれば、「反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。」旨が記されており、これを踏まえ、これを踏まえると、契約前段階の交渉や協議の場においても、反社会的勢力との関係をもたぬよう対策をとる必要があり、その対策の1つとして、契約前交渉や協議の前に相手方より誓約書を受領し、相手方が反社会的勢力でないことを確認する手続が存在する。

以上を踏まえ、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。

【該当工事】 ※下線部が該当箇所

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新・補正）主要地方道山形山寺線荒谷橋旧橋撤去工事（1工区）	旧橋解体工	2023/9/22	169,961千円
再下請負通知書（変更届）	再下請業者名	A社との契約日	A社からの誓約書日
2023/11/27	A社	<u>2023/11/20</u>	<u>2023/11/24</u>
施工体制台帳	下請負業者名	B社との契約日	B社からの誓約書日
2024/3/25	B社	<u>2023/12/11</u>	<u>2024/1/10</u>

ウ 相指名業者への下請け発注【意見】

以下2工事は、同一の一般競争入札に参加した事業者が1次下請に入っており、いわゆる「相指名業者への下請発注」が行われている。

「相指名業者への下請発注」への下請発注については、建設業法始め各法令等において禁止する規定はないものの、入札談合や事前の利益供与等公正な競争入札を阻害する恐れがあると考えて一定の制限を規定している団体も見受けられるが、山形県においてはそのような規定はない。

そのため、相指名業者への下請発注全てを否定するものではないが、以下2工事に関しては、いずれもC社とD社が関与しており、かつ、元請と1次下請の関係性が工事ごとに入れ替わっているとともに、該当工事①に関して言えば、1次下請業者への下請割合（最終契約額に占める本下請契約額の割合）が74.2%と一社の1次下請業者へ割り振られる割合としては相対的に高く、適切な元請下請関係への懸念を抱かせる外観を有しており、また入札に関する懸念を生じかねない。

入札に関する懸念に対し、県としての考えや方針が示されていない状況は健全な状況とは言えず、また公共工事に対する県民の信頼を損ねる結果となる可能性も否定できない。

については、「相指名業者への下請発注」に関する方針やルール等を定め、県として問題が生じないようにリスク管理できる環境を整えることを検討されたい。

【該当工事①】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	最終契約額
令和4年度（明許） 〇〇補修工事	舗装補修工	2024/2/2	44,418千円
（監査結果）			
受注者	入札順位次点 兼筆頭1次下 請業者	D社の 下請総額	下請割合 (D社の請負割合)
C社	D社	33,000千円	74.2%

【該当工事②】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	最終契約額
令和5年度〇〇整備 工事	帯工	2023/8/10	102,030千円
（監査結果）			
受注者	入札順位次点 兼筆頭1次下 請業者	C社の 下請総額	下請割合 (C社の請負割合)
D社	C社	42,900千円	42.0%

⑦ 村山総合支庁西村山地域振興局

ア 産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】

以下5工事は、工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」又は「建設副産物処理結果報告書」と産業物処理法に基づき処分業者より交付される「マニフェスト」や再生資源の利用の促進に関する法律に基づき作成される「再生資源利用促進実施書」等の基礎資料との間で不整合が生じている。

監査対象が48件であることを考えるとエラー率は1割以上に及ぶことから記載誤りは頻発している状況である。

については、検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。

【該当工事①】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度(明許)道路施設長寿命化対策事業(補助・橋梁修繕・補正)一般国道347号北谷地橋橋梁補修工事	橋梁補修工	2023/7/24	22,121千円
(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所			
建設副産物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地(一部)	
コンクリート殻	<u>5.17t</u>	M建設(株)産業廃棄物処理事業所	
基礎資料(産業廃棄物マニフェスト伝票集計表)			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地(一部)	
コンクリート殻	<u>5.23t</u>	M建設(株)産業廃棄物処理事業所	

【該当工事②】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和5年度交通安全道路事業(補助)一般国道287号歩道整備工事	歩道整備	2023/7/12	50,644千円
(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所			
建設副産物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地(一部)	
アスファルト殻	<u>466.94t</u>	<u>山形県寒河江市島字島東</u>	

コンクリート殻（無筋）	<u>39.28t</u>	同上
コンクリート殻（有筋）	<u>85.47t</u>	同上
建設汚泥	<u>0.5 m³</u>	山形県山形市松見町
金属くず	1.14t	山形県寒河江市島字島東
基礎資料（再生資源利用促進実施書）		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）
アスファルト・コンクリート殻	<u>150.00t</u>	山形県山形市長谷堂
コンクリート殻	<u>90.00t</u>	山形県西置賜郡白鷹町
金属くず	1.14t	山形県寒河江市島字島東

【該当工事③】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和5年度雪に強いみちづくり事業（地債）主要地方道大江西川線雪崩予防施設設置工事	雪害防止施設	2023/9/1	22,352千円
(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所			
建設廃棄物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）	
発生改良土	<u>513.2 m³</u>	記載省略	
木くず	<u>138.0t</u>	同上	
廃プラスチック類	<u>0.37t</u>	同上	
基礎資料①（搬入・搬出証明書）			
品名	数量	処理施設所在地（一部）	
発生改良土	<u>15.8 m³</u>	記載省略	
基礎資料②（産業廃棄物管理票（マニフェスト））			
品名	数量	処理施設所在地（一部）	
木くず	<u>700kg</u>	記載省略	
廃プラスチック類	<u>380kg</u>	同上	

【該当工事④】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許）河川整備補助事業（防災安全・国補正）送橋川河川改修工事	護岸工	2023/4/25	69,806千円

(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所		
建設副産物処理結果報告書		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
コンクリート殻	<u>193.03t</u>	山形県寒河江市中央工業団地
木くず	14.52t	山形県寒河江市大字日田字中向
廃プラスチック類	1.43t	同上
基礎資料 (再生資源利用促進実施書)		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
コンクリート殻	<u>190.03t</u>	山形県寒河江市中央工業団地
木くず	14.52t	山形県寒河江市大字日田字中向
廃プラスチック類	1.43t	同上

【該当工事⑤】

工事名/委託業務名	主要工事/業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度(ゼロ県債)災害に強いみちづくり事業(地債)主要地方道寒河江西川線災害防除施設設置工事	道路工	2023/3/8	22,979千円

(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所		
建設廃棄物処理結果報告書		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
鉄筋コンクリート殻	<u>2.9t</u>	K建設株式会社
無筋コンクリート殻	<u>6.5t</u>	同上
アスファルト殻	<u>48.9t</u>	同上
基礎資料 (再生資源利用促進実施書)		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
コンクリート殻	<u>7.9t</u>	K建設株式会社
アスファルト殻	<u>49.4t</u>	同上

イ 防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室

防災備蓄倉庫において村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室が所管する防災資機材等の現物実査を実施した。防災資機材等一覧表 No32 及び No33 の簡易トイレはいずれも6基となっている。担当者によれば6基の便器と6基のトイレ用遮蔽物で構成されており、全体として6基のトイレで構成されているとのことであったが、中身を確認すると、片方は段ボールの中に便器のみ保管され、当該便器にトイレ用シートを接続して災害時にトイレ(洋式便器)として利用するものであった。もう一方は遮蔽物の中に専用の洋式便座を格納して使用するトイレ及びそのスペース一式であった。

結果として、全体数量として12基のトイレがあることになる。防災資機材一覧表ではいずれも簡易トイレと記載されており、その使用用途などの概要記載がないため、担当者もトイレ個数を誤認識していたことから、防災資機材一覧表では誤認しないよう内容の記載をもう少し丁寧しておく必要がある。

また、防災資機材保管場所は東棟1階防災倉庫と健康相談室と記載されているが、東棟1階防災倉庫は名称の無い部屋2部屋のうち1部屋について紙で防災倉庫と記載されており、もう1部屋はなにも記載されていない部屋であった。この点、担当者にヒアリングをしたところ、隣接する2つの部屋を一つとして整理・認識し、防災資機材等の保管する部屋を誤認することはないとのことであった。しかしながら、現状の運用では、事情の知らない後任の担当者や総務課以外の職員などが誤認する可能性があり、防災備蓄を管理するうえでは場所管理は重要であるため、保管場所の名称記載は適切に実施されたい。



2種の簡易トイレはそれぞれ利用可能（令和6年9月4日監査人撮影）

ウ 非常用発電装置の運用について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室

非常用発電装置については、点検・試運転を今年度実施していない。運転に際して燃料コックがしまっており即座には始動できなかったが、後ほど動作方法を確認し、コックを開けることでエンジンはかかった。本体には100時間の使用ごとにオイル交換が必要である旨のシール貼り付けがあるが、前回のオイル交換はいつ実施したかは不明である。法定点検はないものの、常時使用可能な状況にしておかないと非常時に使用不能となれば、意味がないため、点検の基準を設けて対応されたい。



非常用発電機（令和6年9月4日監査人撮影）

エ 灯油の安全な保管について【指摘】

非常用発電装置が保管された車庫において、冬季暖房用と思われる灯油が保管されており、灯油がはいっているものの、蓋がなされていない。庁舎管理の観点から、このような保管方法は危険であるとともに異物混入等を含む劣化の恐れもあることから安全な灯油保管に留意されたい。



キャップが空いた状態の灯油ポリタンク（令和6年9月4日監査人撮影）

オ 防災資機材等保管場所（旧健康相談室及び名称の無い部屋）における不要物品について【意見】

旧健康相談室は当該建物が以前保健所であったことから、室内に添付のような医療関係の物品が残されている。ただし、どれも平成10年以前のものであり、日常的に使用されることなく放置されている物品のように見受けられた。名称の無い資機材保管室では、食品衛生協会の業務録・伝票などの資料、その他保健所における備品が保管されており、これらも相当程度放置されているような状況であった。写真以外にも業務と無関係と思われる物品も保管されていた。

旧健康相談室は一定の広さがあることから、医療関係の備品を整理することで名称の無い部屋に保管されている防災資機材も含め、同一室内で一元的に保管・管理することができる。現状では、保管場所が整頓されていないことにより、防災資機材は分離管理されており、特に名称の無い部屋においては、面積が狭く防災資機材と無関係の備品類が存在することにより、防災資機材の数量確認や内容物の確認に支障をきたす状況である。

名称の無い部屋は、整頓し防災資機材を旧健康相談室に一元保管・管理することで別用途（会議室など）に転用できる可能性もあり、庁舎管理の観点から無駄を生じさせていることから、防災倉庫をまとめ、不要物品については使用できるものは使用するとして使用しないものは廃棄するなどの対応が望まれる。



旧健康相談室及び名称の無い資機材保管室の物品類（令和6年9月4日監査人撮影）

カ 水防倉庫における水防備蓄品の管理について【意見】

水防倉庫における水防備蓄品について、水防計画書に示された基準となる備蓄資器材数量に対し、実際の備蓄資器材数量を適正に管理されるよう現物確認の結果、掛矢7・金てこ6であった。現場の備蓄数量表示では掛矢4・金てこ6と記載されており相違している。対して令和5年12月の水防計画資料編においては掛矢等で11と記載があり、掛矢等が掛矢・金てこを指すのであればその記載とも相違する。実際の備蓄数が正しくカウントされ、集計されるよう留意されたい。

また、水防備蓄とは別に、建設部の業務で使用するテントなどの資機材も保管されているため、水防備蓄資機材以外の備品一覧表を作成するなど効果的な水防備蓄管理に留意されたい。



西村山水防倉庫の様子（令和6年9月5日監査人撮影）

⑧ 村山総合支庁北村山地域振興局

ア 産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】

以下工事は、工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」とその基礎資料との間で不整合が生じている。

当該不備は他公所でも発生しており、不整合が生じやすい箇所であるため、検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。

【該当工事①】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許）道路施設長寿命化対策事業（補助・修繕・補正・公所）主要地方道尾花沢関山線蟹川橋橋梁補修工事	橋梁補修工	2023/3/31	122,155千円
（監査結果）※下線箇所が不整合箇所			
建設廃棄物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）	
アスファルト殻	30.80t	山形県東根市大字荷口字北野	
アスファルト殻（シート付着）	133.03t	山形県天童市石鳥居	
コンクリート殻	112.35t	山形県東根市大字荷口字北野	
木くず	4.58t	山形県寒河江市大字日田字中向	
基礎資料（再生資源利用促進実施書）			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）	
アスファルト殻	30.80t	山形県東根市大字荷口字北野	
	133.03t	山形県天童市石鳥居	
コンクリート殻	112.35t	山形県東根市大字荷口字北野	
木くず	4.58t	山形県寒河江市大字日田字中向	
	<u>1.37t</u>	<u>山形県東村山郡中山町</u>	

イ 1次下請業者とその再委託先との契約書の中に反社会的勢力の排除条項がない【指摘】

以下工事に係る下請業者とその再委託先の契約書の条項に、反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていない。

この点、以下の通り、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領（第7条第2項）」に、反社会的勢力の排除に関する条項を加えることが求められており、本規定に違反する状況となっている。

については、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙するとともに、

併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、今後見過ごすことのないように是正されたい。

【該当工事】 ※下線部が該当箇所

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許） 流域下水道事業（防 災・安全交付金（国 補正））村山処理区河 北東根幹線外管路耐 震化工事	管路施設工	2023/5/12	44,429 千円

<p>山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領 第7条（下請からの暴力団の排除） 第2項 第4条に定める下請契約書には、暴力団関係業者と判明した場合に契約を解除できる旨（以下「契約解除条項」という。）を規定しなければならない。</p>

ウ 契約日より後日付となっている下請業者からの誓約書【意見】

以下工事に係る下請業者（以下、「A社」）から提出された誓約書日付が契約締結日よりも後日付となっている。

この点、結果的にA及びB社からは契約日後に、それぞれ誓約書を受領しているとともに、契約書の約款には反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていることから、A社及びB社は反社会的勢力と関係をもった事実はない。

しかしながら、平成19年6月19日付で政府より公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によれば、「反社会的勢力とは、一切の関係をもちない。」旨が記されており、これを踏まえ、契約前段階の交渉や協議の場においても、反社会的勢力との関係をもたぬよう対策をとる必要がある。その対策の1つとして、契約前交渉や協議の前に相手方より誓約書を受領し、相手方が反社会的勢力でないことを確認する手続が存在する。

以上を踏まえ、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。

【該当工事】 ※下線部が該当箇所

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許） 流域下水道事業（防 災・安全交付金（国 補正））村山処理区河 北東根幹線外管路耐 震化工事	管路施設工	2023/5/12	44,429 千円
施工体制台帳	下請負業者名	A社	A社からの

		との契約日	誓約書日
2023/6/23	A社	<u>2023/7/3</u>	<u>2023/7/11</u>

エ 防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室

防災備蓄倉庫において村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室が所管する防災資機材等の現物実査を実施した。防災資機材等一覧表 No29 及び No30 の簡易トイレはいずれも 6 基となっているが、片方は段ボールの中に便器のみ保管され、当該便器にトイレ用シートを接続して災害時にトイレ（洋式便器）として利用するものであった。もう一方は遮蔽物の中に専用の洋式便座を格納して使用するトイレ及びそのスペース一式であった。

防災資機材一覧表ではいずれも簡易トイレと記載されており、その使用用途などの概要記載がなかったことから、防災資機材一覧表では記載をもう少し丁寧にしておく必要がある。

また、備蓄倉庫に、トラロープ、土嚢袋、寝袋 12 組、キャンプマットレス 8 枚、灯油・水ポリタンク 7 個、冬用タイヤチェーン 3 組があった。これらは防災資機材等に該当はしないものの、災害時に有用な備品であり、防災資機材等のリストとは別に管理表を作成するなどし、一元管理することが望ましい。



備蓄倉庫内の防災資機材一覧表未管理の資機材（令和 6 年 9 月 5 日監査人撮影）

オ 水防倉庫内の未使用の混合オイルについて【指摘】

水防倉庫に備蓄品ではない未使用の古い混合オイル（ガソリン）があったが、缶変形につき破裂破損の危険性があると見受けられる。混合オイルはチェーンソーや刈払機の燃料として使用できることから、古いものから優先して使用し、危険が生じるほどに未使用のまま置いておくなどの管理を改めるべきである。



膨張した混合オイル缶（令和6年9月5日監査人撮影）

カ 水防備蓄品の管理不備【意見】

水防倉庫における水防備蓄品について、現物確認の結果、令和5年12月の水防計画資料編に記載の備蓄品の数量と現物の数に相違が見受けられた。

水防計画に記載されている数は、「鋸5、なた10、ツルハシ37、掛けや11、スコップ35」であったが、実査で確認された数は「鋸3、なた6、ツルハシ5、掛けや7、スコップ40」と減っていた。令和5年12月から現物確認までの間に使用などにより数量減があった可能性があるが、本水防倉庫は備蓄品の管理台帳がなく、使用による数量減なのか、紛失等による数量減なのか不明である。水防活動に必要な資機材が不足した場合、災害発生時の対応能力が低下し、被害の拡大につながる可能性もあるため、水防施設の機能を維持し災害発生時に迅速かつ的確な対応を可能にするためにも備蓄品管理台帳を通じた適正な管理を徹底されたい。



水防施設の外観と内部の写真（9月5日監査人撮影）

キ 消火器の管理不備【意見】

水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るための水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、消火器を適切に設置・管理することが求められる。

水防施設を調査した結果、1977年に製造された使用期限が切れている消火器が設置されていた。消火器は、経年劣化により消火能力が低下や破裂事故を引き起こす可能性もある。

また、2011年以前に製造された消火器については、2021年12月31日に設置の特例期間が終了し、継続設置が認められていない。

上記を踏まえ、当該消火器について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。



使用期限が切れた消火器（9月5日監査人撮影）

ク 暴力団排除の誓約書の原本未提示【指摘】

建設工事（土砂災害対策事業等）契約に基づく下請負人から徴収する暴力団排除の誓約書について原本提出を求めているものの、写しの提出となっている契約が2件あった。また、うち1件については山形県様式ではない誓約書が提

出されている。県様式と異なることから誓約の内容も一部異なるものとなっている。誓約書の提出についてルールを順守するよう留意されたい。

【指摘対象となる契約】

対象	誓約書日付
A社	令和5年12月8日
B社	令和5年11月1日
C社	令和6年4月23日
D社	令和5年10月27日

